

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(元号) ○年 ○月 ○日

届出時の免許証番号 岐阜県知事 (●) 第●●●●●号
 商号又は名称 ○○株式会社
 郵便番号 ○○○-○○○○
 主たる事務所の所在地 岐阜県○○市○○町○-○-○
 氏名 代表取締役 ○○○○
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
 ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

岐阜県知事 殿

記

1 基準日 (元号) ○年 3月 31日

2 は供託を行った住宅について記載します。

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

供託にかかる新築住宅の戸数(55㎡以下と共同分譲の戸数を除く)を

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

床面積55㎡以下の戸数(共同分譲の戸数を除く)を

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数 (ロ×0.5)

ハ 30

(3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲の戸数(床面積55㎡以下の戸数を除く)を

ニ 137

②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
60.0%	77	46.20
50.0%	60	30.00
		0.00
合計戸数	ニ 137	ホ 76.2

特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合

(4) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

へ 200

②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
75.0%	80	30.00
50.0%	120	30.00
		0.00
特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合×0.5	合計戸数	へ 200 ト 60.00

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ+ハ+ホ+ト=チ 966.2

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

[1の基準日前10年間に届け出た戸数(本様式「チ」の合計)]+[今回の届出書「チ」に記載する戸数]を記載 リ 3050.1

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

供託金の計算表シートを参照してください。

2-4 金銭の供託

当該基準日までに供託した全てについて記載(2-5と2-6も同じ)

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
岐阜地方法務局	〇年〇月〇日	第〇〇〇号	176,000,000円
岐阜地方法務局八幡支局	〇年〇月〇日	第〇〇〇号	74,000,000円
			(計) 又 250,000,000円

※行が足りない場合は追加してください。

2-5 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
岐阜地方法務局	〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	312~332	20	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
岐阜地方法務局八幡支局	〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	105~125	20	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
岐阜地方法務局大垣支局	〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	83~133	50	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
							(計)	14,000,000円		(計) ル 11,800,000円

※行が足りない場合は追加してください。

国債証券 100%
 地方債証券・政府保証債 90%
 上記以外 80%
 ※割引債で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるもの場合、発行価額に、別記様式により算出した額を加えた額を額面金額とし、上記割合を乗ずる。

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
岐阜地方法務局多治見支局	○年○月○日	第○○○号	○○○○○	5,000,000円
				(計) ¥ 5,000,000円

※行が足りない場合は追加してください。

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

3 は保険に加入した住宅について記載します。

ヌ+ル+ヲ= 266,800,000円

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
株式会社住宅あんしん保証	200
株式会社日本住宅保証検査機構	165
合計戸数	365

加入している保険法人をリストから選択。

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

1562

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3」の合計戸数

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。

注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供